

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：日向市指定棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

旧東郷町地域、旧岩脇村地域
範囲については、別添1のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

- ・耕作放棄地の削減・発生防止

中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払制度の活用等により、新たな耕作放棄の発生を防ぎ、旧東郷町地域、旧岩脇村地域の指定棚田地域における協定農用地面積44.4haを維持・管理する。

- ・農業及び保全活動の担い手の確保

中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払制度を活用した地域住民と一体となって取り組む共同活動を促進し、旧東郷町地域、旧岩脇村地域の指定棚田地域において棚田の保全に取り組む人数67人を維持する。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の促進

農作業受委託や農業機械の共同利用の促進により、旧東郷町地域、旧岩脇村地域の指定棚田地域における米の作付面積10.8haの維持を図る。また、旧岩脇村地域の上松葉山棚田及び高森山棚田で生産される温州ミカンやへべす等のカンキツについても、遊休農地への新植により、令和6年度までに作付面積24.9haから25.9haへの拡大を図る。

- ・良好な景観の形成

中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払制度を活用した地域住民と一体となって取り組む共同活動を通して、里山環境の保全、棚田景観を保全する。

- ・伝統文化の継承

市の無形文化財に指定されている坪谷神楽、坪谷臼太鼓踊りや平岩地藏尊大祭等の祭りや地域文化の継承により地域コミュニティの強化と都市農村交流を図る。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・都市部との交流による関係人口の創出

令和6年度までに農村交流体験（自然体験・農作業体験等）の取り組みを年1回開催し、関係人口を創出する。

- ・棚田における関係人口から移住人口を生む仕組みづくり

移住・就農希望者の受け入れサポート体制の仕組みづくりを進める。

3 計画期間

令和2年認定月～令和7年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

・耕作放棄地の削減・発生防止

協定を締結した集落に毎年交付される中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能多面的機能支払交付金を活用し、集落において共同利用機械の購入、農地の草刈や共同防除、水路・農道の管理等における共同活動を促進し、棚田等の保全を図る。

・農業及び保全活動の担い手の確保

集落において、農家内の農外就労者や非農家の掘り起し等を行い、指定棚田地域における保全活動等の担い手の確保・育成を図る。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・農産物の供給の促進

農作業受委託や農業機械の共同利用の促進、鳥獣被害対策の推進等により、指定棚田地域における米の作付の維持・拡大を図るとともに、地域に適した露地野菜などの高収益作物を組み合わせた輪作に取り組み、棚田の高度利用と収益性向上を図る。また、旧岩脇村地域の上松葉山棚田及び高森山棚田においては、温州ミカンや本市特産のへべすの遊休農地への新植や鳥獣被害対策の推進等により、作付の維持・拡大を図る。

・良好な景観の形成

中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払制度を活用した共同活動等により、先人の農業生産活動や生活の営みを通じて形成された良好な景観を守り、次世代へ継承していく。また、地域の共同活動として、コスモス等の景観作物を植栽し、憩いの場、交流の場としての活用など、豊かな心の育成に役立てる。

・伝統文化の継承

集落及び日向市において、各地域や関係機関・団体と連携し、現存する祭りや伝統行事、文化継承により地域コミュニティーの強化と都市農村交流を図る。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

・都市部との交流による関係人口の創出

旧東郷町地域の本村棚田では、地元の小学校と連携し、小学生を対象とした五色米の田植え体験等を毎年開催している。また、上松葉山棚田等においても、地元の小学校を対象としたみかん狩り体験を毎年開催しており、地域の子供たちに農業・農村の多面的な機能を伝える機会を確保している。

日向市において、関係機関・団体と連携しながら、こうした取り組みを都市と農村との交流にも活かし、それぞれの住民による相互理解を深めるとともに、農村の価値の再評価を促進することにより、農村に人を呼び込み、地域の活性化を図る。

- ・ 棚田における関係人口から移住人口を生む仕組みづくり

日向市において、農業担い手対策等の取り組みとの連携を図りながら、移住・就農希望者の農作業体験など受け入れサポート体制の仕組みづくりを進める。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

日向市指定棚田地域振興協議会は日向市、農業者、農業者団体、農業委員会、宮崎県で構成。

参加者は、別紙のとおり。